

自己資本比率〈国内基準〉

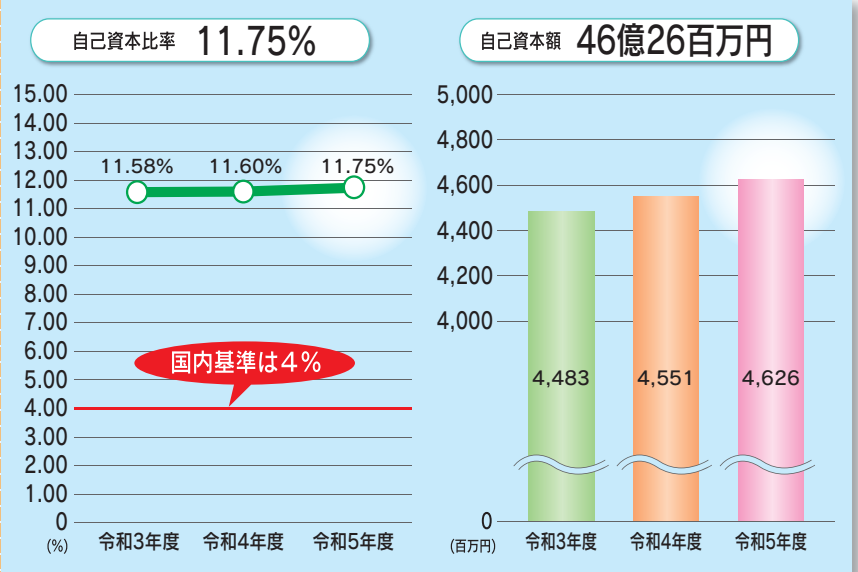
(単位：百万円)

自己資本は経営の基盤であり、自己資本が充実しているほど健全性が高いといえます。

令和5年度（令和6年3月末）における自己資本額は46億26百万円（前年度対比74百万円増加）、自己資本比率は11.75%（前年度対比0.15ポイント上昇）となりました。

なお、この水準は、国内基準の4%を大きく上っており、経営の健全性を維持しております。

今後も引き続き、自己資本の充実に努めます。



金融再生法に基づく開示債権額等

令和5年度（令和6年3月末）の不良債権額は、25億73百万円（前年度対比1億29百万円減少）で、不良債権比率は6.82%（前年度対比0.35ポイント低下）となりました。（内訳は次表のとおり）

このうち保全額は、前年度対比1億32百万円減少し、22億66百万円（内訳は、担保・保証による回収が可能と認められる金額19億22百万円、貸倒引当金残高3億44百万円）となりました。この結果、保全率は88.07%（前年度対比0.67ポイント低下）となっております。

また、このほかにいざという時に備え、経営安定化積立金4億30百万円を別途積立てております。

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度	前年度比増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A)	629	570	▲59
危険債権 (B)	2,037	1,968	▲69
要管理債権 (C)	36	34	▲1
小計 (金融再生法上の不良債権額) (D)=(A)+(B)+(C)	2,703	2,573	▲129
正常債権 (E)	34,989	35,140	150
合計 (F)=(D)+(E)	37,693	37,714	20
合計額に占める不良債権の比率 (G)=(D)/(F)	7.17%	6.82%	▲0.35ポイント
担保・保証による回収が可能と認められる金額 (H)	2,026	1,922	▲104
貸倒引当金残高 (I)	373	344	▲28
保全額の合計 (J)=(H)+(I)	2,399	2,266	▲132
保全率 (K)=(J)/(D)	88.74%	88.07%	▲0.67ポイント

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」(A)とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」(B)とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」(C)とは、「3月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」(E)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、(A)、(B)、(C)以外の債権をいいます。
5. 「担保・保証による回収が可能と認められる金額」(H)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金残高」(I)には、正常債権(E)に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。